

医療の安全へ「道半ば」

都立広尾病院事故から20年

今から20年前の1999年は「日本の医療安全元年」と言われる。重大な医療ミスが相次いで社会問題化し、事故調査制度など対策強化の議論が高まるきっかけになったからだ。刑事事件にもなった東京都立広尾病院の医療事故で妻を亡くし、その後は再発防止を願う発信を続けてきた永井裕之さん(78)＝千葉県浦安市＝は「医療に安全文化を根付かせる歩みは道半ばだ」と20年を振り返る。

元看護師だった永井さんの妻悦子さん(当時58歳)が入院中に急死したのは99年2月。手の関節リウマチの手術後、生理食塩水を点滴されたのが原因だった。腫れ上がり、水のように冷たくなった頬の手触りを、永井さんは忘れられない。「看護師のメモ貼りが間違え、別の看護師の確認不足、当直医の不適切な救命処置というミスの連鎖が、死につながった。さらに病院側は遺族に医療ミスを隠す虚偽の説明をし、医師法が定める24時間以内の讞察への通報もしなかった。「ミスをつかない」「個別も同年度から始まる」

難航の末、事故調できたが

た。永井さんは06年、医療事故被害者や医師、看護師、弁護士らと「医療の良心を守る市民の会」を設立し、代表に就いた。起きてしまったミスを正しく話す医療者を支えるのが目的で、関係者が立場を超え医療の安全を高めていくという潮流を作った。08年には同会を含む団体で、患者の視点で医療安全を考える連絡協議会を結成。メン

バーらが始めた街頭PR活動は、今月で108回を数える。だが、被害者らが必要だと訴えてきた「中立公正な専門家による医療事故調査制度」の創設は、難航を極めた。08年6月に厚生労働省が大綱案を公表したものの、医療界の一部の「医師の責任追及に利用される」という反発と翌年の政権交代で、構想が頓挫。12年にようやく議論が再開さ

「死因解明義務」問う訴訟も

15年10月から院内調査を基本とした現行制度がスタートした。議論を見つけてきた永井さんは何度も落胆し、あきれもしたと話す。だが、第三者機関への届け出を義務付けた死因事故調査制度ができたことは前向きに受け止めている。院内調査は客観性に疑問が、あり、遺族が調書を申し立てられないなど課題も多い。でも、まだよちよち歩きの段階と思えばいい。世界に誇れる仕組みに育てていくと、母は、医療界と国民だ。

「死因解明義務」問う訴訟も。象を「医療行為による予期せぬ死亡事故」と限定しているため、調査に消極的な医療機関が依然多い。そうした中、医療機関には亡くなった患者の34件で、制度設計時の「一年最大2000件」の想定を大きく下回る。無届けへの罰則がなく、対う訴訟が東京地裁で起きている。原告は2016年2月、肺血栓塞栓症(エコノミークラス症候群)で亡くなった東京都内の50代の女性の遺族。訴状などによると、女性は都内の精神科病院でそう状態と診断され入院。医師の指示で8日間、腕や体をベッドに拘束され、解除された直後に死亡した。適切な予防をせず体を長時間固定すると血が凝固して命に関わるのは、よく知られたリスクだ。遺族は昨年7月、病院側は全面的に争う構えで、今後詳細な説明をする見通しだ。

主な医療事故と事故調査制度に関する動き

事故

- 1999年
 - 横浜市大病院で患者取り換え手術
 - 東京都立広尾病院で点滴誤投与により女性死亡
 - 杏林大病院で医師が割りばし事故による脳の損傷に気付かず男児死亡



医師らの書類送検を受けた記者会見で涙を流す永井裕之さん

2002年

- 東京都立広尾病院で倫理委員会の承認を受けた男性死亡

06年

- 福島県立大野病院での産科死亡事故で医師逮捕(後に無罪確定)



大野病院事件で福島県病院局から押収資料を運ぶ捜査員

14年

- 東京都立広尾病院で禁煙薬を投与された男児死亡
- 群馬大病院の同い年男子の手術で患者8人の死亡が判明

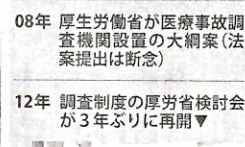
制度

04年 医学系19学会が中立的な調査機関創設を求める声明

05年 学会主体で死亡事故の調査分析モデル事業スタート

08年 厚生労働省が医療事故調査機関設置の大綱案(法案提出は断念)

12年 調査制度の厚労省検討会が3年ぶりに再開



医療事故調査制度についての厚労省検討会

15年 医療事故調査制度開始

来月10日にシンポジウムを開催。都立広尾病院事故から20年を機に医療事故調査の現状と今後の課題をテーマに、遺族の訴えと討論会の2部構成。無料。詳細は主催する「患者の視点で医療安全を考える連絡協議会」のウェブサイトで。

「死因解明義務」は医師法や医療法に明記されていないが、都立広尾病院事故の民事訴訟1審判決(04年)は「医師は一定の公的役割を期待されている」と指摘している。原告側は、事故調査制度が始まったことで、死因解明の義務履行がより明確になったと主張する。原告側代理人の木下正一郎弁護士は「届け出に消極的な医療界を変えたい」と話す。